

デイサービス櫛の木
山形市介護予防・日常生活支援総合事業における
通所型サービス（従前相当）運営規程

（事業の目的）

第1条 大和メディカル株式会社が開設するデイサービス櫛の木（以下「事業所」という。）が行う山形市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（従前相当）（以下「事業」という。）の事業は、要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、山形市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 通所型サービス（従前相当）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 4 前各項のほか、山形市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス櫛の木
- 二 所在地 山形市上町四丁目6番24号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービス（従前相当）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者および利用者の家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整や他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

三 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

四 介護職員（従事者）4名以上

介護職員（従事者）は、利用者の必要な日常生活上の支援等を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が心身の状況に応じて自立した日常生活を営むのに必要な機能の維持又は向上のための機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後17時15分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時45分から午後16時00分までとする。

（利用定員等）

第6条 事業所の利用定員は、1日1単位30名とする。

（通所型サービス（従前相当）の内容）

第7条 通所型サービス（従前相当）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 日常生活の支援
- 二 健康チェック
- 三 レクリエーション
- 四 機能訓練等
- 五 入浴
- 六 食事
- 七 送迎
- 八 相談援助

（利用料等）

第8条 通所型サービス（従前相当）を提供した場合の利用料の額は、山形市が定める第一号事業支給費の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。
 - 一 食事の提供に要する費用 昼食640円
 - 二 おむつ代 実費

- 三 前各号に掲げるもののほか、通所型サービス（従前相当）の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
- 3 通所型サービス（従前相当）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容および金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、山形市とする。

（衛生管理等）

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 利用者は通所型サービス（従前相当）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。また、サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。
- 2 利用者は事業所内の設備や器機は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償することとする。
 - 3 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為は禁止する。
 - 4 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけたり著しい不信行為を行うことを禁ずる。尚、契約の際にはその内容を説明し、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には2週間以上の予告期間を設け契約を解除することができることとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 事業所の従業者は、通所型サービス（従前相当）の提供中に利用者の体調や容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第13条 事業所は、利用者に対する通所型サービス（従前相当）の提供により事故が発生した場合は、速やかに山形市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、通所型サービス（従前相当）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策および感染症対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、感染症拡大や大規模災害に備え、発生した場合でも可能な限り必要なサービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練の実施を行う。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、通所型サービス（従前相当）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(秘密保持)

- 第16条 事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持業務は、利用者との契約終了後においても同様とする。
- 2 事業所は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(記録の整備)

- 第17条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する通所型サービス（従前相当）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 研修計画に基づき概ね月1回
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大和メディカル株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずることとする。

(地域等との連携の強化)

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

附 則

この規定は、平成28年 3月 1日から施行する。

令和 1年10月 1日改訂

令和 3年 4月 1日改訂